

小田原市監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき財産区定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 6 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

令和7年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産台帳において、足柄財産区・大窪財産区・箱根町の共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。

該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。

- 2 足柄財産区・酒匂財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－19 外）及び足柄財産区・酒匂財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 438－1 外）における土地貸付料が収入されていなかった。

当該土地に係る収入事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

- 1 足柄財産区・酒匂財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－2 外）及び足柄財産区・酒匂財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 440）における土地貸付料について、納期限を記載していない納入通知書により納入の通知をしていた。

納入通知書には納期限を記載しなければならない。

令和7年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産台帳において、大窪財産区・足柄財産区・箱根町の共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。

該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

- 1 地区社会福祉協議会に交付した補助金について、実績報告書が提出期限を過ぎて提出されていた。また、当該報告書に補助対象事業の完了等を確認するための証ひょうの添付がなく、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した地区社会福祉協議会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和7年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産台帳において、自己所有財産について適切に把握されていると判断するに足る資料が得られなかった。

該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする必要がある。

令和7年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和7年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 自治会に交付した補助金について、実績報告書の提出を受けておらず、補助金の額を確定する事務を行っていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限り、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和7年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について22 不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和7年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和7年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 酒匂財産区・足柄財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－19 外）及び酒匂財産区・足柄財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 438－1 外）における土地貸付料が収入されていなかった。

当該土地に係る収入事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

- 1 酒匂財産区・足柄財産区の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 439－2 外）及び酒匂財産区・足柄財産区・箱根町の共有地（箱根町小涌谷字上鷹ノ巣 440）における土地貸付料について、納期限を記載していない納入通知書により納入の通知をしていた。

納入通知書には納期限を記載しなければならない。

令和7年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 片浦財産区の自己所有地（小田原市根府川字北豆坂 652－1 外）における土地貸付収入について、納期限を記載していない納入通知書により納入の通知をしていた。

納入通知書には納期限を記載しなければならない。

- 2 自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書に補助対象事業の完了等を確認するための証ひょうの添付がなく、補助金の額の確定に係る審査が十分に行われていなかった。また、小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱の定めに従って補助金の額を確定していなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和7年度定期監査（曾我財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和6年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続は適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク（議員報酬）	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出について不要・不適正な執行が行われるリスク（食糧費・旅費・補助金）	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。